

# IT-Professor

## ソフトウェアライセンス保護基準

2021年10月

IT-Professor IT部



## 1. 趣旨・目的

この実施基準は、IT-Professor（以下、IT-P と称す）グループ情報セキュリティポリシー第 7 章(第 19、20 条)の規定に基づき、ソフトウェアの著作権およびその他の知的財産権を保護し、適切に利用するために、必要な基準を定めたものである。

## 2. 定義

本基準で用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

### 1) ソフトウェア

PC などコンピューター上で動作するプログラムのこと。基本ソフト(OS)や、ワープロ・表計算ソフト・業務アプリケーションなどを総称して「ソフトウェア」という。

### 2) ライセンス

ソフトウェアの知的財産権を有する権利者が、使用者に対してソフトウェアの利用範囲や方法など、ある条件下にのみ、利用を許諾した証明のこと。一般的に、使用者がライセンスを入手するためには、使用許諾契約の締結などにより、権利者との間で使用に関する条件を合意する必要がある。

## 3. 対象

### 1) 対象となる情報資産

- ・ ソフトウェア

## 4. 役割

次のとおり役割を定義する。

### 1) ソフトウェア管理責任者

ソフトウェアの違法複製等の不正行為を防止するため、自部門にて利用されるソフトウェアライセンスを適切に管理する責任を負う。

### 2) 従業員等

本基準および自部門のソフトウェア管理策に基づき、ソフトウェアを取り扱う。

## 5. 遵守事項

ソフトウェアは、著作権およびその他の知的財産権に関する法律で保護されており、あらゆる権利侵害から排除された状態で適切に利用するため、本基準で定めた事項を遵守しなければならない。

### 1) ソフトウェアの入手

i ソフトウェアは、販売者・配布責任者の連絡先および更新情報が明確であり、製品不具合の修正等サポートが適切に提供されるものを入手すること。

ii ソフトウェアは、会社で定められた手続きを経て購入すること。

iii IT-P グループ情報セキュリティポリシーおよび関係規程に抵触するソフトウェアは、入手・使用しないこと。

### 2) ソフトウェアの保管

ソフトウェアは、不正使用されないよう安全な方法にて保管しなければならない。

### 3) 不正使用の禁止

i 他者が著作権およびその他の知的財産権を有するソフトウェアを利用する場合には、権利者との間で、使用許諾契約等を締結することとし、権利者に無断で複製・配布するなど、契約の条件を超えた使用を禁止する。

ii 違法複製を発見した場合など、不正利用があった際には、違法複製されたソフトウェアを消去し、適切な処置を講じなければならない。

### 4) 使用状況の把握

i ソフトウェアの使用状況を常時把握するため、ソフトウェア管理台帳を備えること。

ii ライセンスを正当に取得したことを証明可能とするため、使用許諾契約書やライセンス証明書などを適切に管理すること。

### 5) 廃棄

ソフトウェアの使用を終了する際には、後の不正使用を防止するため、バックアップも含め確実に廃棄すること。

### 6) バックアップ

i 他者が著作権およびその他の知的財産権を有するソフトウェアは、バックアップ目的以外の複製を禁止する。

ii ソフトウェアのバックアップを取得した場合、バックアップは原本と同じく、本基準に定めるところにより取り扱うこと。

7) 個人所有のソフトウェア使用

個人が所有するソフトウェアを会社で使用することを禁止する。

## 6. 例外事項

法令または別途定められた規程等により特別の定めがある場合には、責任体制に基づき適切に判断し処理しなければならない。

## 7. 公開の範囲

本基準は、「社外秘」とし、IT-P グループの従業員等を対象に公開する

## 8. 改廃

本基準は、定期的に見直しを行うこととし、IT 部にて適宜改定を行うこととする。

また、改定が必要と判断された場合は、速やかに変更を行い、責任体制(情報セキュリティ管理体制)を通じ、その内容をすべての従業員等に周知することとする。

## 改附則

本基準は、2021 年 10 月 1 日より適用とする。